

基本目標Ⅰ 誰もが生きがい・やりがいをもって活躍できる社会の実現
 施策の方針1 仕事と生活の調和

新推進施策		事業名	事業概要	目標数値	所管局	担当課等	
1	1	「ウェルビーイング」の「見える化」のための広報啓発	「ウェルビーイング」の推進や働き方改革、女性活躍の取組を実践する人や企業を発掘し、各種媒体やポータルサイトを活用し、取組等の「見える化」を行うことで波及・浸透を図る。	年3回	文化市民局	共生社会推進室	
1	2	「ウェルビーイング」の実践促進	女性活躍や男性の家事・育児参画を促進するための講座やセミナー等を実施し、「ウェルビーイング」の実践促進を図る。	年1回	文化市民局	共生社会推進室	
1	3	「ウェルビーイング」推進のための企業支援	企業が「ウェルビーイング」を推進する際に利用できる助成制度や、社会的責任（CSR）の一環として「ウェルビーイング」の推進に取り組んでもらえるような実践例について、ポータルサイト等により周知啓発を行う。	年3回	文化市民局	共生社会推進室	
1	4	「輝く女性応援京都会議」における女性活躍の推進	経済団体等と行政（京都市・京都府・京都労働局）が連携して京都における女性の活躍を推進する「輝く女性応援京都会議」の事務局として運営に参画し、「輝く女性応援京都会議」企画委員会・本会議を開催する。企業の行動計画の策定支援や各種研修などを実施。	-	文化市民局	共生社会推進室	
1	5	① 仕事と生活の両立のための安心な職場環境づくり 企業において、長時間労働の削減や多様な柔軟な働き方の促進、男性の育児休業取得率の向上のための意識・働き方改革が進むよう、企業及び働く人に向けて、それぞれに効果的な意識啓発や、関係法令・各種支援制度の情報提供に努めます。	企業向け人権啓発講座の開催	人権専重を基盤とする企業活動及び企業内における人権専重の気風の醸成を促し、人権文化の息づくまちづくりにつなげるため、経営者層、総務・人事総務担当者、人権研修推進者等を対象とした企業向け人権啓発講座を開催する。 ※なお、企業向け人権啓発講座については、京都市人権文化推進計画の人権に関わる各重要課題の中から毎年テーマを選んで実施するため、令和8年度推進計画の期間中に必ずしもこのテーマで実施するものではない。	-	文化市民局	共生社会推進室
1	6	京都中小企業担い手確保・定着支援事業	企業における働き方改革を推進するとともに、働き方改革の取組状況を情報発信することで、地域企業における担い手確保につなげるため、平成30年から、「京の企業「働き方改革」自己診断制度」を実施している。引き続きこの制度の利用をさらに促進することで、地域企業における働き方改革の主体的な取組を後押しする。	ウェブサイト「京のまち企業訪問」の閲覧数：1,000,000回	産業観光局	産業企画室	
1	7	多様な担い手活躍プラットフォーム	子育て中の方やケアラー、就職氷河期世代、高齢者など、働きたい意欲はあるが、自身を取り巻く環境や身体的要因等により、就労に当たって課題を抱える求職者と地域企業のマッチングを支援することで、多様な担い手の活躍と地域企業の担い手確保を図る。	相談者数：年間4,000人	産業観光局	産業企画室	
1	9	OK企業認定システムの推進	市内の全事業所を対象に、父親の子育て参加に理解がある企業を「OK企業」（O：おやじの、K：子育て参加に理解がある）として登録・認定し、講演会や広報誌を通して、広く情報発信を行うなど、真のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた社会機運の醸成を図る。	-	教育委員会	生涯学習部 学校地域協働推進担当	

		新推進施策	事業名	事業概要	目標数値	所管局	担当課等
1	10		京都はぐくみ憲章の推進	京都はぐくみ憲章の理念の普及啓発を推進することにより、事業者による勤務時間、休暇制度その他の労働環境の整備を促進し、従業員の仕事と子育てを含む家庭生活、地域における活動及び社会貢献活動との調和を図ることができるような社会環境づくりを進める。	京都はぐくみ憲章実践推進者表彰応募件数：33件	子ども若者はぐくみ局	育成推進課
1	11		学童クラブ事業	小学校1～6年生の昼間留守家庭児童に、放課後の安心・安全な居場所を提供し、これらの児童を健やかに育成する事業を実施する。	待機児童ゼロ	子ども若者はぐくみ局	育成推進課
1	12		ファミリーサポート事業	育児の援助を受けたい人(依頼会員:おねがいさん)と育児の援助を行いたい人(提供会員:おまかせさん)とが会員となって、子育てを支え合う事業を実施する。	-	子ども若者はぐくみ局	育成推進課
1	13		放課後ほっと広場	児童館等が設置されていない地域において、「放課後まなび教室」と「学童クラブ機能を有する事業」を融合した「放課後ほっと広場」を実施する。	待機児童ゼロ	子ども若者はぐくみ局	育成推進課
1	14		子育て支援情報発信	子育て支援ポータルサイト「はぐくーもKYOTO」において子育て支援に係る制度や施設、イベント情報等を発信するとともに、京都市A Iチャットボットにより24時間365日相談対応に応じる。また、「京都はぐくみアプリby母子モ」において子どもの育ちの記録や予防接種のスケジュール管理など育ちをサポートすること等により、子どもを安心して産み、健やかに育てられる環境を整備する。	①子育て支援ポータルサイト「はぐくーもKYOTO」の年間ページビュー数：400,000 ②「京都はぐくみアプリby母子モ」の年間登録者数(退会者数を除く。)：2,400 ③「京都市A Iチャットボット」の年間コール数(質問数)：3,300	子ども若者はぐくみ局	育成推進課
1	15		地域子育て支援ステーションの運営	より身近な地域における子育て支援ネットワークの拠点として、京都市内の全ての児童館、保育園(所)及び認定こども園を「地域子育て支援ステーション」に指定し、子育て講座等の開催や子育てに関する情報提供など、子育て中の家庭を対象とした様々な取組を行う。	-	子ども若者はぐくみ局	育成推進課
1	16		～地域で支える～すくすく子育て応援事業	地域の子育て応援者が赤ちゃんが誕生した家庭にお祝い訪問し、子育て家庭に身近な子育て支援情報を届けるとともに、子育て相談に応じ、地域の子育てサロンやつどいの広場等への参加を促す。	-	子ども若者はぐくみ局	育成推進課
1	17		子どもを共に育む「親支援」プログラム～ほっこり子育てひろば～	子どもを育てる不安・悩み・喜び、子どもと共に親も育ち学ぶことの重要性、親としての心構えについて、親同士が話し合い、交流するプログラム「ほっこり子育てひろば」において、交流することで、自ら気づき学ぶとともに、同じような悩みを抱く親同士や、地域で子育てを支援するものが結ばれ、喜びと共に子どもを育てていくことを目指す。	-	子ども若者はぐくみ局	育成推進課
1	18		青少年のための親学習プログラム	これから親になる世代である青少年を対象に、乳幼児等とのふれあいを通して、親としての心構えや必要な知識・技術等を学べるプログラムの周知を図り、青少年の参加の促進を図る。	-	子ども若者はぐくみ局	育成推進課
1	19		子育て支援短期利用事業	家庭における児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設等で一時的に養育する事業を実施する。	8,920人(R11年度)	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課
1	20		スマイルママ・ホッと事業	産後ケアの利用を希望する産後の母親が、身近な地域で安心して育児を開始し、子どもを健やかに育むことができるよう、産科医療機関及び助産所等でショートステイやデイケアの利用を通じて、母親の心身のケアや育児サポート等の支援を行う。	-	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課
1	21		子供医療費支給事業	子どもにかかる医療費の一部を支給する。	-	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課
1	22		第三子以降及び多胎の出産をサポート！産前産後ヘルパー派遣事業	母親が第三子以降の子又は多胎児の出産前後で、家事又は育児を行うことが困難な家庭に、家事等の援助を行うためのヘルパーを派遣する。	-	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課
1	23		家庭訪問型継続的個別支援	児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に過重な負担がかかる前の段階において、訪問などによる支援を実施することにより、当該家庭の養育機能を回復させ、安定した児童の養育を図る。	-	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課
1	24		親子の健康づくり講座(プレママ・パパ教室・親子で楽しむ健康教室)	妊婦とその家族を対象として、先輩ママ・パパとの交流、育児・栄養・歯科保健等に関する講習等を実施するプレママ・パパ教室や乳幼児とその保護者を対象として、乳幼児期からの生活習慣病対策、家族や地域ぐるみの健康づくり等を目的とした講座等を実施する。	-	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課
1	25		妊娠期からの子育て支援(こんにははプレママ事業)	母子健康手帳交付時に、全ての妊婦に保健師が面接を行い、妊婦の不安や育児環境等に対する相談支援を行う。また、初めての妊娠で不安が強い初妊婦や面談を希望する妊婦、継続的な支援が必要な妊婦に対して、安心して子育てができるよう妊娠中から子どもはぐくみ室及び京北出張所職員が家庭訪問等を行うことで相談支援を行う。	訪問実施率100%	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課

1	26		新生児等訪問指導事業（こんにちは赤ちゃん事業）	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を子どもはぐくみ室及び京北出張所職員が訪問し、育児に必要な保健指導を行う。	訪問実施率100%	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課
1	27		子育て支援事業	保育園（所）・幼稚園・認定こども園、私立・市立・国立の垣根を越えた「共同機構」の取組や子育て支援の中核施設としての様々な事業を実施する。	-	子ども若者はぐくみ局	子育て支援総合センターこどもみらい館
1	29		親子のための相談LINE	親子間や子育ての悩みごとなどの相談を受け付ける「親子のための相談LINE」事業を実施する。	-	子ども若者はぐくみ局	児童福祉センター
1	30		保育所等待機児童ゼロの継続	「京都市子ども・子育て支援事業計画」に定める幼児教育・保育提供体制の確保や、保育の担い手確保の取組等により保育ニーズに応えることで、年度当初における固定費の保育所等待機児童ゼロの継続に取り組む。	待機児童ゼロ	子ども若者はぐくみ局	幼保総合支援室
1	31		幼稚園、保育園、認定こども園等における障害のある子どもの受入れの推進	障害のある子どもが地域の身近な幼児教育・保育施設で教育・保育を受けられるよう、受入体制の整備を図るとともに、保育園等に積極的に受入れの促進を働きかけることで、更なる受入れの拡充を図る。	-	子ども若者はぐくみ局	幼保総合支援室
1	32		病児・病後児保育の実施	一時的に病気中や病気回復期にある子どもの保育を行う、病児・病後児保育事業について、「京都市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、地域的なバランスを考慮して提供体制を維持・充実する。	-	子ども若者はぐくみ局	幼保総合支援室
1	33		時間外（延長）保育事業の実施	就労時間の長時間化等に伴う時間外保育へのニーズの高まりに対応するため、「京都市子ども・子育て支援事業計画」に掲げる提供体制を確保する。	-	子ども若者はぐくみ局	幼保総合支援室
1	34	② 全ての人が安心して家事、育児、介護ができる環境の整備 多様なライフスタイルの下でも、家事、育児、介護に安心して参加できるよう、引き続き環境整備のための支援を行うほか、働く人自身が自らのライフスタイルを振り返り、家庭での責任を果たすきっかけとなる啓発を行います。	保育園・認定こども園における一時預かり事業（一般型）及び幼稚園における預かり保育等の実施	保育園、認定こども園において、保護者の傷病等、多様なニーズに対応し、子どもの一時的な保育を行う一時預かり事業（一般型）を実施するとともに、幼稚園においても、保護者の子育てを支援するため、通常の教育時間の前後や夏期休業期間中などに実施する預かり保育を実施する。また、保護者の就労等を支援するため、国が定める一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）の基準を満たす形で、保育を必要とする2歳児の定期的な受入れを実施する。	-	子ども若者はぐくみ局	幼保総合支援室
1	35		保育園、認定こども園における多様な保育サービス（休日保育、夜間保育）の提供	保護者の様々な保育ニーズに応えるため、保育園、認定こども園において、休日保育や夜間保育を提供する。	-	子ども若者はぐくみ局	幼保総合支援室
1	36		幼稚園、保育園、認定こども園等における多子世帯やひとり親世帯に対する利用者負担額の軽減	・ひとり親世帯等の利用者負担額の軽減又は免除により、保護者負担の軽減を図る。 ・若者・子育て世代から、もっと「京都に住みたい、京都で子育てしたい」と思ってもらい、選ばれるまちを目指して、「保育料の2人目以降の無償化」を令和7年4月から実施する。	-	子ども若者はぐくみ局	幼保総合支援室
1	37		幼児教育、保育の無償化の円滑な実施	2019（令和元）年10月からの幼児教育・保育の無償化について、保護者の利便性の向上や幼稚園等の事務負担の軽減の観点を踏まえ、関係団体との連携のもと、円滑な実施に努める。	-	子ども若者はぐくみ局	幼保総合支援室
1	38		地域に開かれた施設運営の一層の推進（幼稚園、保育園、認定こども園等）	地域の子育て支援や、家庭や地域における子育て機能の向上を目指すため、幼稚園、保育園、認定こども園等において、園庭開放等による親子の居場所づくりや、幼児・保護者同士の交流促進、子育ての悩み相談などの子育て支援の事業を推進する。	-	子ども若者はぐくみ局	幼保総合支援室
1	39		医療的ケア児保育支援事業の実施	日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（医療的ケア児）が、保育施設等の利用を希望する場合に、受入れが可能となるよう施設等の体制を整備し、医療的ケア児の地域生活及び保護者の就労支援等の向上を図ることを目的とする。	-	子ども若者はぐくみ局	幼保総合支援室
1	40		市営住宅における子育て世帯優先、子育て世帯向けリノベーション住宅募集の実施	子育て世帯優先選考：市営住宅の入居者募集の際に、中学生以下の子どもがいる世帯に対し、優先募集枠を設ける。（事務及び窓口は京都市住宅供給公社が担当） 子育て世帯向けリノベーション住宅募集：子育てしやすい間取りや設備等に改修した市営住宅を、収入（所得）が基準以下の子育て世帯を対象に募集を行う。（事務及び窓口は京都市住宅供給公社が担当）	都市計画局	住宅管理課	
1	41		市営住宅における若者・子育て応援住宅（こと×こと）の供給	市営住宅の空き住戸を活用の上、民間事業者の活力を導入し、「若者・子育て世帯の定住促進」、「団地コミュニティの活性化」更に、「市有資産の有効活用」を図る。	都市計画局	住宅管理課	
1	42		カウンセリング等教育相談体制の充実	市立学校等におけるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置、こどもバトンでの教育相談（カウンセリング）等により、それぞれの児童生徒の状況に応じた適切な支援を行う。	教育委員会	生徒指導課	
1	43	教育相談総合センター					

1	44	市立幼稚園における預かり保育の実施	市立幼稚園全園において、保護者の就労状況等にかかわらず預かり保育を必要とする家庭を対象に、長期休業期間中を含む平日午前8時から午後6時まで預かり保育を実施する。	-	教育委員会	学校指導課
1	45	高齢者あんしんお出かけサービス事業	認知症の高齢者等が外出して戻れなくなった場合に、位置を特定できる小型GPS端末機を貸出すことにより、対象高齢者等を早期に発見し、事故などを未然に防ぐ。 令和2年8月から、他人をけがさせたり、物を壊したりするなど法律上の賠償責任を負った場合に備える日常生活賠償保険を付帯。	78	保健福祉局	介護ケア推進課
1	46	老人福祉員設置事業	ひとり暮らし高齢者等を対象に、市長が委嘱する老人福祉員が安否確認や話し相手等として訪問する。	-	保健福祉局	福祉のまちづくり推進室
1	47	健康すこやか学級	概ね65歳以上の高齢者（要介護・要支援認定者を除く）を対象に介護予防に関する講座等を開催する。	-	保健福祉局	健康長寿企画課
1	48	ICTを活用した認知症高齢者等見守り支援事業	民間事業者が開発したICTツールを導入し、行政や関係機関に加えて、地域住民が見守りに協力できる仕組みを導入し、地域における見守り体制の強化を図る。 ・民間事業者が開発した検索アプリの導入 ・緊急連絡用ステッカーの交付	アプリのダウンロード数 2万件	保健福祉局	介護ケア推進課
1	49	あんしんネット119（緊急通報システム事業）	ひとり暮らし高齢者等に対し、ボタン一つで、緊急時、消防指令センターに通報でき、また、保健・健康に関する相談を受けることができる専用装置を貸与する。	2,693	保健福祉局	介護ケア推進課
1	50	家族介護用品給付事業	要介護4又は5の高齢者を介護している市民税非課税世帯の家族等に対し、介護保険の給付対象外となる介護用品と交換できる給付券を交付する。	3,552	保健福祉局	介護ケア推進課
1	51	日常生活用具給付等事業	ひとり暮らしや認知症のある高齢者等に対し、日常生活用具（自動消火器、電磁調理器）を給付する。	181	保健福祉局	介護ケア推進課
1	52	配食サービス事業	高齢者の栄養のバランスがとれない住民の提供、介護サービスを行う。	249,365	保健福祉局	介護ケア推進課
1	53	短期入所生活介護緊急利用者援護事業	介護保険の要介護認定で、要支援又は要介護と認定された市内在住の方が、虐待などの理由により緊急にショートステイの利用が必要となり、通常のショートステイの受け入れ先を探したものの見つからない場合に、市内の短期入所施設を利用し、緊急時に速やかに対応する。	37	保健福祉局	介護ケア推進課
1	54	認知症介護実践研修の開催	認知症高齢者の介護に関する実践的研修を実施する。	446	保健福祉局	介護ケア推進課
1	55	「すこやか進行中！！～高齢者のためのガイドブック～」の発行	介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するとともに、介護保険制度及び高齢者保健福祉施策を総合的に紹介し、要介護高齢者から元気な高齢者まで、地域の高齢者やその家族がサービスを利用するときの手引書となるよう、サービスの内容、利用手続、利用者負担、相談連絡先等を掲載した冊子を発行する。	67,285	保健福祉局	介護ケア推進課
1	56	長寿すこやかセンターの運営	高齢者が住み慣れた地域で、いきいきと健やかに暮らすことができるよう、高齢者の社会参加の促進及び権利擁護その他の高齢者の福祉の増進並びに社会福祉に関する市民の活動促進を図ることを目的として、高齢者介護に関する相談、高齢者の介護に携わる職員を対象とした研修や認知症高齢者の介護に関する研修、介護家族交流会等を実施する。	-	保健福祉局	介護ケア推進課
1	57	特別養護老人ホーム等の整備	介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、特別養護老人ホーム等の介護保険施設や地域密着型サービスの介護サービス基盤整備を進める。	特別養護老人ホーム ：7445（R8末） 特定施設入居者生活介護 ：3460（R8末） 認知症高齢者グループホーム ：2654（R8末）	保健福祉局	介護ケア推進課
1	58	父親の子育て参加と地域の子供は地域で育てる活動を推進する「おやじの会」の事業	「わが子の父親から地域のおやじへ」を合言葉に、京都市内の学校・幼稚園等を単位に活動する「おやじの会」は、地域の子どもは地域で育てる土壌づくりを推進するため、子どもに関する様々なふれあい活動や地域行事等への参画を通じて、地域の子どもの健やかな育ちを促す。	-	教育委員会	生涯学習部 学校地域協働推進担当
1	59	ケアラー支援に係る普及啓発・機運醸成の取組	「京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例」の制定を契機として、社会全体におけるケアラー支援に関する機運の醸成を図るとともに、支援を必要とするケアラーの早期把握と適切な支援につながるよう、広く市民に対して周知啓発・情報発信に取組む。	-	保健福祉局	福祉のまちづくり推進室

		新推進施策	事業名	事業概要	目標数値	所管局	担当課等
1	60	③ 地域活動や社会貢献活動への参加促進 地域コミュニティの活性化を図り、地域の多様化する課題やニーズを様々な視点から解決するため、様々な地域活動や市民活動、社会貢献活動への男女の参加を促進します。	人権啓発活動補助金の交付	京都市内の市民団体やNPO法人等が自主的に実施する、人権問題に関する講演会やシンポジウムなどの啓発活動に対し、補助金を交付する。	-	文化市民局	共生社会推進室
1	61		人権啓発サポート制度	市民や企業が実施する人権に関する研修や啓発活動を、共生社会推進室が窓口となり、関係課との連携の下、研修等の相談、講師の派遣や紹介、ビデオ・DVDの貸出し、教材等の提供等により支援する。	-	文化市民局	共生社会推進室
1	62		地域コミュニティ活性化施策の推進	地域コミュニティサポートセンターにおける自治会・町内会の組織運営等の課題解決に向けた支援や各種啓発活動、地域活動支援（助成）など、地域住民が主体となって進める活動を支援する。	-	文化市民局	地域自治推進室 (連携改革・区政担当)
1	63		京都ならではの地域力を生かした協働型まちづくり「持続可能なまちづくり支援事業」	市民に最も身近な区役所・支所が、区民のニーズを踏まえた事業を実施することにより、京都ならではの地域力を活かした協働型のまちづくりの取組を進める。	-	文化市民局	地域自治推進室 (連携改革・区政担当)
1	64		市民活動センターの管理運営	市民活動総合センター及びいきいき市民活動センター（市内12箇所）において、活動の場を提供するとともに、市民活動に関する情報収集・提供、各種相談、市民活動団体等の育成、交流の場の提供、連携・協働事業等を実施し、多様な市民活動の一層の活発化を図る。	-	文化市民局	地域自治推進室 (市協・市活担当)
1	65		P T A 活動の促進	人権月間におけるオンライン人権学習会をはじめとする各種研修会などはぐくみ憲章の普及や人権尊重を訴えるための活動を支援する。	-	教育委員会	生涯学習部 学校地域協働推進担当
1	66		地域における犯罪及び事故を未然に防止するための生活安全施策の推進	第3次京都市生活安全（防犯・交通事故防止）基本計画に掲げる重点戦略（3つの柱）に基づき、次の取組を推進する。 ・学区の安心安全ネットワークの活動を支援するため、引き続き「学区の安心安全ネットワーク継続応援事業」を行う。 ・多様な人材確保のため、学生防犯ボランティアの支援などを行う。 ・市民に脅威を与える暴力団の不当な影響を排除するための条例に基づく取組を推進する。	-	文化市民局	くらし安全推進課
1	67		世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動の推進	「世界一安心安全 おもてなしのまち京都」を目指し、市民、京都市、京都府警察等の連携の下、地域の特性、課題等に応じた行政区単位の犯罪防止等の取組を京都ならではの地域力・人間力を活かした市民ぐるみの運動として推進する。	-	文化市民局	くらし安全推進課
1	68		多様な消費者に向けた消費者教育の推進	自ら考え行動する「自立した消費者」になるため、学校、地域、家庭、職域等の様々な主体が相互に連携しつつも、それぞれの立場において、消費者が、生涯を通じ切れ目なく消費者教育を受けられる機会の充実を	-	文化市民局	消費生活総合センター
1	69		「エコ学区」ステップアップ事業	地球温暖化対策条例が掲げる2050年CO2排出量正味ゼロの実現に向けて、市民が地球温暖化を自分ごととらえ、環境と調和したライフスタイルへの転換に取り組む気運を醸成するため、その推進に不可欠な啓発や環境学習の実施等を通じて、地域コミュニティにおける脱炭素型ライフスタイルへの転換及び家庭部門での温室効果ガス（とりわけCO2）排出量削減を促進するものである。また省エネ診断の実施と合わせた学習会の開催などにより、各家庭における省エネ行動の促進を図る。	学習会等実施団体数：年間30団体	環境政策局	地球温暖化対策室
1	70		まちの美化推進住民協定締結団体支援制度	町内清掃や門掃き活動をはじめ、飲料容器等のリサイクルなど、地域に根ざした取組のより一層積極的な推進を目指して、町内会や商店街等を単位とした「まちの美化推進住民協定」の締結促進を図るとともに、本市の認定する協定締結団体に対して清掃用具などの支援を行う。	-	環境政策局	まち美化推進課
1	71		地域コミュニティにおけるごみ減量・分別の推進	ごみ減量・分別の取組を推進するため、地域で「使用済てんぷら油の回収」や、「新聞・雑誌・古着などのコミュニティ回収」を実施する場合には必要経費の助成を行う。	-	環境政策局	まち美化推進課
1	72		友・遊・美化パスポート	市内の観光地や繁華街を散策しながら清掃活動を行う「友・遊・美化パスポート」事業を年間24回程度実施。参加者（毎回60名程度）には、「美化パスポート」を配布し、スタンプ10個ごとに記念品等の贈呈を行う。	年間24回程度実施	環境政策局	まち美化推進課
1	73		「京都市定住・移住応援団」との公民連携の推進	京都市の定住・移住促進の取組に賛同する企業・団体等を「京都市定住・移住応援団」として募集・登録。応援団から提案があった定住・移住につながる有効な取組については本市が事業費の一部を負担し、応援団の持つアイデアやノウハウをいかしながら公民連携で本市への定住・移住促進事業を実施。	応援団登録団体数：250団体（R8末時点）	総合企画局	人口戦略室
1	75	大学・学生と地域住民・企業等との連携推進	大学・学生が地域や企業と連携し、地域課題の解決に取り組む活動等を通じて、地域の活性化や将来の京都を支える人材の育成・定着を図る。	-	総合企画局	国際都市共創推進室（大学政策担当）	
1	77	食育指導員活動推進事業	地域に密着した食育推進の担い手となる食育指導員の自主的な活動に係る技術習得のための研修会を行う等、食育指導員による地域活動を支援する。	-	保健福祉局	健康長寿企画課	
1	78	福祉ボランティアセンター事業の充実	学校、福祉施設等との連携による福祉教育の推進、大学との連携による被災地支援や災害への備え、企業・団体等の社会貢献活動の推進、学区社会福祉協議会等との連携による世代間交流の取組等、ライフステージに応じた取組を推進すること等により、幅広い世代の福祉ボランティア活動への参加促進を図る。	-	保健福祉局	福祉のまちづくり推進室	

1	79	高齢者が地域の支え手として活躍できる仕組みづくり	より多くの高齢者が地域の支え手としていきいきと活躍できるよう、担い手養成研修を実施するとともに、活動の場の創出を支援する。		保健福祉局	福祉のまちづくり推進室 介護ケア推進課
1	80					
1	81	青少年活動センターにおける居場所づくりや交流促進による自己成長の支援	青少年活動センターにおいて、同年代・異年齢間の交流促進や各種団体との協働による地域交流事業を充実することにより、青少年の自分づくりのために、多様な生き方や行動の見本となる人と出会える機会を創出する。 また、青少年のボランティア活動への参加促進など、自主的な活動を支援するとともに、青少年のニーズに合った居場所づくりを充実させ、課題を有する青少年の成長を支援する。	青少年活動センターにおける地域交流事業数 65件	子ども若者はぐくみ局	育成推進課
1	82	地域景観づくり協議会制度の普及など地域の特性に応じた住民主体の景観づくりへの支援	地域の特性に応じた住民主体の景観づくり等の取組を推進するため、地域景観づくり協議会制度をはじめとした仕組の活用促進や、地域の景観まちづくりの取組支援や情報交流を推進する。		都市計画局	景観政策課
1	83	地域住民、区役所・支所、交通事業者等との協働で進める交通不便地における公共交通の維持・確保	高齢者をはじめとした交通弱者の移動手段の確保や地域の活性化を図るために、公共交通の維持・確保に向けた取組を、住民・事業者・行政が一体となって推進する。		都市計画局	歩くまち京都推進室
1	84	保護者・地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会の設置校拡大、協働活動の充実や絆の大切さを実感する地域での体験活動の充実など開かれた学校づくりの更なる推進	地域とともにある学校づくりの実現のため、学校支援活動や学校関係者評価を通して、保護者・地域住民が積極的に学校運営に参画するとともに、共通の目標・ビジョンを共有し、共に「行動」する京都方式による「学校運営協議会」の設置校の拡大及び協働活動の充実を図る。また、各小学校でのクラス名簿の作成を促進するとともに、地域と交流する体験活動の充実等により、子どもたちが地域への愛着や地域の一員としての役割、人と人との絆の大切さを実感する取組を推進する。		教育委員会	学校指導課
1	85					生涯学習部 学校地域協働推進担当
1	86	学校支援ボランティアのネットワーク化	子どもたちの学習活動を支援する幅広い分野のボランティアを登録し、各学校へ派遣する。		教育委員会	生涯学習部 学校地域協働推進担当
1	87	「京都学生FAST（京都府）」との連携及び融合	「京都学生FAST（京都府）」の学生へ京都府と連携し防火・防災研修を実施し、併せて消防団への入団勸奨を行う。		消防局	消防団・自主防災推進室

新推進施策		事業名	事業概要	目標数値	所管局	担当課等
1	88	文化ボランティアなど社会に還元することができる活動の推進	市民、芸術家、企業等から、文化芸術活動をサポートするボランティアを募集し、一方で文化芸術活動においてサポートを必要とする市民や芸術家の情報を収集、提供して、両者を結びつけることで、より多くの市民等の方が積極的に文化芸術活動へ参画できるよう図る。	文化ボランティアの通算登録者数3000名 (R12年度)	文化市民局	文化芸術企画課
1	89	「地域に根差した暮らしの文化」を通じたまちづくりの推進	各区役所・支所との連携の下、地域住民に対して、日常的に親しまれてきた身近な暮らしの文化に親しみを持ってもらう場、伝統行事等への参加のきっかけを提供する。 暮らしの文化を身近に感じられるまちあるきツアーやワークショップの開催等、市民が暮らしの文化に触れ、その価値を見つめ直す機会を創出する。	市民生活実感調査において、「日々の暮らしに文化がとけ込み、市民が文化に触れることができる。」という質問に対し「そう思う」、「ややそう思う」と答えた割合。60%(R11)	文化市民局	文化芸術企画課
1	90	ロームシアター京都等を拠点とする「劇場文化」の創造・発信	質の高い舞台芸術の鑑賞機会を提供するとともに、新たな文化創造の拠点として事業を実施することにより、「劇場文化」の創造・発信を行う。	入場者数目標：500,000名	文化市民局	文化芸術企画課
1	91			事業に参加した子どもに対するアンケート調査結果における満足度85%	文化市民局	文化芸術企画課
1	92					文化財保護課
1	93				産業観光局	クリエイティブ産業振興室
1	94	子どもたちが、芸術家や職人、地域の方から「伝統文化や伝統産業のほんものの魅力」を学ぶ機会の充実	文化活動をされている地域の方々の協力を得た、茶道や華道、和装、京料理、京菓子など、くらしの中に息づく文化に触れる機会づくりにより、子どもたちの学びを更に充実する。併せて、親と一緒に伝統文化等を体験できる機会づくりを進める。 また、一流の演者、アーティストや伝統産業に携わる職人等を学校等に派遣して実施するワークショップ、能楽堂など、本格的な文化芸術の舞台での伝統芸能公演鑑賞など、「ほんもの」を体験する機会を創出する。	全市立小学校での茶道体験、全市立中学校での華道体験の実施。その他伝統文化等を体験できる活動も継続実施。 全市立高等学校において、在学中に茶道を含む伝統文化に関する取組を計2回以上体験できる機会を着実に確保する。	教育委員会	学校指導課
1	96	生涯学習事業「京カレッジ」の提供	(公財)大学コンソーシアム京都及び京都市の協働事業として、「大学のまち」の都市特性を活かした生涯学習プログラム「京カレッジ」を開講している。高度化・多様化する社会人の学習ニーズに応える生涯学習事業として、約30の大学・短期大学等が特色ある授業科目や公開講座を提供しており、自己啓発、能力開発、資格取得等、目的に応じた学びを支援している。	募集回数：2回(前期・後期)	総合企画局	国際都市共創推進室(大学政策担当)
1	97	華道など京都に息づく世界的に評価の高まっている和の文化の振興	茶道や華道など京都に息づく生活文化の振興を行い、市民が生活文化に触れる機会をつくる。	生活文化振興事業の実施件数4件	文化市民局	文化芸術企画課
1	98	ワールドマスターズゲームズ2027関西等の大規模国際スポーツ大会と関連した生涯スポーツの振興	ワールドマスターズゲームズ2027関西等の大規模国際スポーツ大会と関連して、スポーツツーリズムの推進、オリンピック・パラリンピアンによるスポーツ教室等の実施、市民ボランティアのしくみづくり・裾野拡大などに取り組む。		文化市民局	市民スポーツ振興室
1	99	年齢や個性、環境に応じて誰もがスポーツを楽しむ機会の提供	年齢や個性、環境に応じて誰もがスポーツを楽しむ機会を提供するため、体育振興会、スポーツ推進委員会、スポーツ協会、指定管理者、競技団体などのスポーツを支える組織や団体等との連携・協働により、スポーツを楽しむプログラムの提供、市民の身近な健康づくりの支援、競技スポーツへの支援とその魅力の活用などに取り組む。あわせて、スポーツ施設等の機能の充実や整備を推進する。		文化市民局	市民スポーツ振興室

④ 生涯学び続けることができる機会の提供
誰もが生涯にわたり、満足感を持って豊かな人生を送ることができるよう、それぞれのライフステージに応じて学び続ける機会、またその学びを社会に還元することができる機会の提供を行います。

1	101	「京都マラソン」の更なる定着・発展	市民ランナーが都大路を駆け抜ける「京都マラソン」を、参加者、応援者、市民が一体となり盛り上がる大会として開催し、市民スポーツの振興、健康増進はもとより、京都経済の活性化、京都ブランドの更なる向上を図る。	-	文化市民局	市民スポーツ振興室
1	102	家庭、学校、職場、地域、その他あらゆる場における、ライフステージに応じた環境教育・学習の促進	環境と調和した持続可能な社会を作るうえで最大の鍵となるのが、人の環境に関する知識・意識の向上及び行動の活性化であることから、「京都市環境教育・学習基本指針」に基づき、学校、地域、NPO、企業、行政等の様々な主体の協働・連携により、あらゆる場において、ライフステージ（幼児、学生、社会人など）に応じた環境教育・学習が実施されるよう、取組を促進する。	-	環境政策局	環境総務課
1	104	「あつまれ！京（みやこ）わくわくのトピラ」の充実	文化芸術・自然科学・スポーツ・ボランティアなど、京都市内の未就学児や小・中学生及びその保護者等を対象に、市民が企画・実施される京都ならではの多様なジャンルの催しもの情報と本市の子育てに関する取組を掲載し、広報紙やホームページ、SNSにて発信する。	わくわくのトピラ事業の団体登録数：1,420件	子ども若者はぐくみ局	育成推進課
1	105	伝統と文化を次代に受け継ぐ担い手の育成に向けた中学生による「京都検定3級」チャレンジ事業等の推進	小学校で取り組んだ「ジュニア京都検定」を通じて高めた「歴史都市・京都」への興味関心を深化させ、その伝統と文化を次代に受け継ぐ子どもたちを育てるため、市内在住・府内在学の中学生及び高校生を対象に、京都商工会議所や事業者と連携して京都検定3級（京都観光・文化検定試験3級）を無償で受験する機会を提供する。	-	教育委員会	生涯学習部 学校地域協働推進担当
1	106	より質の高い生涯学習事業の推進	日本のこころのふるさと・京都の暮らしや歴史・伝統文化・芸術等に触れ、学ぶ事業の充実を図るため、大学・研究機関・博物館等と連携しながら、「京都ミュージアムロード」や「博物館講座」等ミュージアムの魅力を発信する事業を展開し、子どもから高齢者まで、生涯学び続けられる機会を提供する。 社会の変化に対応し、その発展に寄与できる創造と実践の能力を培うための幅広い教養講座「アスニーセミナー」をはじめ、多彩な事業を実施する。	1855件	教育委員会	生涯学習部 生涯学習推進担当
1	107	図書館の充実や駅等での返却システム構築など利便性向上による一層身近な図書館づくり	図書館に立ち寄ることなく通勤途中で図書が返却できる地下鉄駅等の返却ポストのほか、図書館に来館することなく自身のパソコンやスマートフォンなどで読書を楽しむことができる電子書籍サービスの充実など、さらなる利便性の向上を図る。	-	教育委員会	生涯学習部施設運営担当
1	108	多様な消費者に向けた消費者教育の推進	自ら考え行動する「自立した消費者」になるため、学校、地域、家庭、職場等の様々な主体が相互に連携しつつも、それぞれの立場において、消費者が、生涯を通じ切れ目なく消費者教育を受けられる機会の充実を	-	文化市民局	消費生活総合センター

施策の方針2 女性活躍・参画の推進

新推進施策		事業名	事業概要	目標数値	所管局	担当課等
2	1	人権総合情報誌「きょう☆COLOR」の発行	市民・企業という枠を超え、一人一人が共に社会に生きる構成員として人権について考えてもらうことを目的として、人権総合情報誌「きょう☆COLOR」を年2回発行する。 ※なお、きょう☆COLORに掲載する内容については、京都市人権文化推進計画の人権に関わる各重要課題の中から毎年テーマを選んで掲載するため、令和8年度推進計画の期間中に必ずしもこのテーマの内容を掲載するものではない。		文化市民局	共生社会推進室
2	2	企業向け人権啓発講座の開催	人権尊重を基盤とする企業活動及び企業内における人権尊重の気風の醸成を促し、人権文化の息づくまちづくりにつなげるため、経営者層、総務・人事総務担当者、人権研修推進者等を対象とした企業向け人権啓発講座を開催する。 ※なお、企業向け人権啓発講座については、京都市人権文化推進計画の人権に関わる各重要課題の中から毎年テーマを選んで実施するため、令和8年度推進計画の期間中に必ずしもこのテーマで実施するものではない。		文化市民局	共生社会推進室
2	3	勤労者情報システム「さわやかわーく」による情報提供	勤労者情報ホームページを運営し、広く市民等に労働に関する基本的知識など必要な情報を提供する。		文化市民局	共生社会推進室
2	4	啓発情報誌等による広報の実施	京都労働局から配布される最低賃金の広報チラシ及び京都府から配布される労働相談の広報チラシ、リーフレットを各区役所・支所等に配布し、市民に広く周知する。		文化市民局	共生社会推進室
2	5	勤労者教育事業の実施	常設の夜間学校(各種学校)である京都労働学校において、勤労者向け講座を実施する。(本市及び(公社)京都勤労者学園の共催)		文化市民局	共生社会推進室
2	7	企業(経営者団体)への要請	雇用主向けに中学校、高等学校及び特別支援学校卒業生の就職に対する配慮を依頼する文書を送付する。		教育委員会	学校指導課
2	8	「輝く女性応援京都会議」における女性活躍の推進	経済団体等行政(京都市・京都府・京都労働局)が連携して京都における女性の活躍を推進する「輝く女性応援京都会議」の事務局として運営に参画し、「輝く女性応援京都会議」企画委員会・本会議を開催する。 企業の行動計画の策定支援や各種研修などを実施		文化市民局	共生社会推進室
2	9	「ウェルビーイング」の「見える化」のための広報啓発	「ウェルビーイング」の推進や働き方改革、女性活躍の取組を実践する人や企業を発掘し、各種媒体やポータルサイトを活用し、取組等の「見える化」を行うことで波及・浸透を図る。	年3回	文化市民局	共生社会推進室
2	10	京都中小企業担い手確保・定着支援事業	企業における働き方改革を推進するとともに、働き方改革の取組状況を情報発信することで、地域企業における担い手確保につなげるため、平成30年から、「京の企業「働き方改革」自己診断制度」を実施している。引き続きこの制度の利用をさらに促進することで、地域企業における働き方改革の主体的な取組を後押しする。	ウェブサイト「京のまち企業訪問」の閲覧数：1,000,000回	産業観光局	産業企画室
2	11	多様な担い手活躍プラットフォーム	子育て中の方やケアラー、就職氷河期世代、高齢者など、働きたい意欲はあるが、自身を取り巻く環境や身体的要因等により、就労に当たって課題を抱える求職者と地域企業のマッチングを支援することで、多様な担い手の活躍と地域企業の担い手確保を図る。	相談者数：年間4,000人	産業観光局	産業企画室
		「女性のための起業プログラム」の開催	起業にあたり必要な財務戦略や資金調達の方法、ビジネスプランの構築、IT/DX(デジタルトランスフォーメーション)やSNSの活用等を学ぶとともに、参加者同士や先輩起業家との交流・起業支援に実績のあるプログラムナビゲーターによる個別メンタリング等を通じて、相談・応援し合える仲間づくり、女性起業家のコミュニティ形成に取り組む機会を創出する	【目標数値】 支援者数(プログラム参加者数)：20名	産業観光局	スタートアップ・産学連携推進室
2	12	不安を抱える女性を対象とした事業	不安や困難・課題を抱える女性を対象とし、京都市男女共同参画センター(ウイングス京都)において相互に支え合い社会とのつながりを回復していける場を提供することと併せて、女性の就業支援に取り組む。		文化市民局	共生社会推進室
2	13	家族経営協定の普及	家族経営協定として商工・サービス業や農林業などに従事する女性とその活動に見合う正当な評価を受けることができるルールづくりの必要性について、ホームページなどを通じて周知を行う。		文化市民局	共生社会推進室

		新推進施策	事業名	事業概要	目標数値	所管局	担当課等
2	14	② 学校教育の場における女性活躍の推進 性別に関わりなく、自身が望む教育を受け、性別にとらわれない職業意識を持ち、キャリアを形成していきけるよう、教育機関と連携し、学校教育の場での男女共同参画意識の醸成を行います。	学校における男女平等（ジェンダーバイアスの解消を含む）教育の推進	男女平等に関わる教育の視点からの教育活動の見直し及び校内研修の実施を推進するとともに、人権教育に関する教職員研修の充実を図る。	-	教育委員会	学校指導課（人権） 総合教育センター
2	15						
2	16		「隠れたカリキュラム」に関する研究・啓発の推進	管理職や教職員への研修において、男女平等に関わる教育をはじめ、様々な人権教育研修を実施し、認識の深化と指導力の向上を図る。	教職員向けに、年4回様々なテーマで人権教育研修を実施 人権教育主任向けに人権教育の推進に向けた取組に關した研修を実施。 全学校園長を対象にポータル研修を実施。	教育委員会	学校指導課（人権）
2	17		学校・家庭・地域が連携した啓発活動の推進	本市の学校教育の取組の重点を示す「学校教育の重点」に人権教育の推進について記載しており、保護者にもホームページなどを通じて、内容を周知している。 P T A活動では人権月間におけるオンライン人権学習会、各 P T A 活動における研修会などにおいて、啓発活動を推進する。	-	教育委員会	生涯学習部 学校地域協働推進担当
2	18		家庭教育講座の充実	今日的な教育課題や学校・地域の実情に即したテーマを定めた学習会を実施する。	-	教育委員会	生涯学習部 学校地域協働推進担当

		新推進施策	事業名	事業概要	目標数値	所管局	担当課等
2	19	③ 防災・復興における女性参画の拡大 防災会議や消防団等の組織における女性の参画の拡大に加え、避難所の運営に当たっては誰もが安心して過ごせる場所の提供に向けた取組を推進します。	避難所運営や復旧・復興施策の検討等における男女共同参画の推進	地域女性連合会や男女共同参画推進課職員の検討会への参画を得て策定した女性の視点に配慮した避難所運営マニュアルを活用した避難所運営及び京都市防災会議における女性の参画の拡大に引き続き取り組む。	京都市防災会議における女性割合：35% (現状23.6%)	行財政局	防災危機管理室
2	20		災害への我が事意識を高める防災体験の機会充実	市民防災センターや消防活動総合センターの利用促進を図り、市民の防災体験の機会について充実を図る。	-	消防局	消防団・自主防災推進室
2	21		若者・女性が活躍し、地域から頼られる消防団活動の更なる充実	若年層、女性、事業所、公務員等をターゲットに消防団への加入を促進するとともに、「消防団充実強化実行チーム」の取組をサポートして消防団の活性化を図る。 また、消防団が地域との連携を強化し、効果的な市民指導、実践的な活動の充実を図る。	-	消防局	消防団・自主防災推進室
2	22		防災行動マニュアルの運用支援・実践を通じた自主防災組織の更なる防災力向上	自主防災会ごとに策定された防災行動マニュアル（地震、水害、土砂災害）について、同マニュアルに基づく訓練の実践等を通じた内容の見直し、改訂等、運用に係る必要な支援を実施する。	-	消防局	消防団・自主防災推進室
2	23		年代に応じた防災指導カリキュラムによる幼少年期からの防災指導の推進	若年層を対象に幼年の段階から、年代に応じた防災知識、防災技術を身に着けることができるよう、系統立てた防災指導のカリキュラムを策定し、運用する。	-	消防局	消防団・自主防災推進室
2	24		男女共同参画センター「防災リーダー育成事業」	災害時に女性のニーズや多様性に対応できる視点を養うとともに、地域のリーダーやキーパーソンとなる人材を育成するため、府市男女共同参画センターの連携の下、「きょうとみんなの防災カード」などを用いて防災リーダー育成事業を実施する。	-	文化市民局	共生社会推進室

新推進施策		事業名	事業概要	目標数値	所管局	担当課等
2	25	男女共同参画推進会議の運営	男女共同参画推進のための庁内の横断的組織である男女共同参画推進会議を運営する。また、男女共同参画推進員を対象とした研修を実施する。 男女共同参画推進会議（副市長を議長とした関係局長等で構成） （下部組織） ◆ 幹事会（庶務担当部長等で構成） ◆ 配偶者等からの暴力の防止に関する庁内会議（関係課長等） ◆ 男女共同参画推進員（各部・室1名の割合で課長補佐以下）	年1回	文化市民局	共生社会推進室
2	26	女性職員の管理職等への積極的登用	将来の管理職を担う人材の計画的な育成を行い、積極的な登用や、より一層の昇任意欲の喚起に取り組む。	-	教育委員会	総務課
2	27					教職員人事課
2	28	職域拡大の推進	交替制勤務となる指揮隊、消防隊、救急隊及び指令管制業務の女性職員を配置する。これまで、女性職員が担当したことのない職務への登用を推進する。	-	消防局	人事課
2	29	女性職員の各職種への積極的な登用	女性職員の職域を拡大するために、役付職員をはじめ各職種への積極的な登用を推進する。	項目33と同じ	交通局	職員課
2	30	女性職員の積極的な任用と指定職員への登用	意欲と能力の高い女性職員を積極的に任用するとともに、より一層の昇任意欲の喚起を行い、女性職員の指定職員（係長級以上）への積極的な登用を推進する。	係長級以上に占める女性職員の割合7%	上下水道局	職員課
2	31	京都市人材育成・組織活性化計画に基づく取組の推進	特定事業主行動計画と統合した本計画に基づき、「人材育成」、「勤務条件」、「組織体制・人事管理」、「職場環境」、「組織風土」の観点から、全ての職員が仕事でも家庭でも活躍できる職場づくりを推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ●係長級昇任者に占める女性職員の割合:35% ●管理職員に占める女性職員の割合:19% ●男性職員の2週間以上の育児休業取得率:90% ●非管理職の職員 1人当たりの時間外勤務時間数:年間108時間（1月平均9時間） 	行財政局	人事課

2	43	「学校・幼稚園における働き方改革推進」のための環境整備	学校・幼稚園における働き方改革推進に関する方針のもと、子どもも大人もいきいきと笑顔あふれる学校づくりに向けて、「一人一人の子どもたちを徹底的に大切にす」教育の質の向上を目指すとともに、教員が教職にやりがいや喜びを感じられるよう、京都市立学校園の働き方改革を推進する。	①「時間外在校等時間 月80時間を超える月が1度もない教員の割合」100%、「時間外在校等時間 月平均45時間以内の教員の割合」100%	教育委員会	教職員人事課
2	44	次世代育成事業（子育て支援対策）の充実	職員が仕事と子育てを両立できる職場環境づくりを行う。	項目33と同じ	交通局	職員課
2	45	出産・子育て支援対策の充実	出産等に関する支援対策の充実を推進しており、「子育て応援ハンドブック」の作成による教職員への制度周知と合わせて、教職員が仕事と出産・子育てを両立できる環境作りを行っていく。 職員が仕事と子育てを両立できるよう、長時間勤務の縮減をはじめ職場環境の整備・向上を行う。	-	教育委員会	総務課
2	46					教職員人事課
2	48	「附属機関等への女性の登用促進のための特別活動要綱」に基づく取組の推進及び女性委員の登用状況についての実情の把握と結果の公表	「参加と協働」による市政運営を一層進めるため、「第3期京都市民参加推進計画」に基づく取組を着実に推進する。 具体的には、附属機関等の公開や市民公募委員の導入及び重要な施策等におけるパブリックコメントの実施や、市政参加とまちづくりのポータルサイト「みんなでつくる京都」における積極的な発信、市民協働ファシリテーターの養成等に引き続き取り組む。	男女の登用率40%以上である附属機関の割合54%	文化市民局	共生社会推進室
2	49	庁内情報システムを活用した女性人材情報の提供	附属機関等への女性委員の登用を促進するため、庁内イントラネットホームページに、各局等が所管する附属機関等における女性委員の情報（市民公募委員を除く）を掲載する。	年1回	文化市民局	共生社会推進室
2	50	誰もが議員活動を行いやすい環境整備	女性議員の授乳や着替えなどを想定した女性多目的室の活用	-	市会事務局	-
		誰もが議会参加しやすい環境整備	授乳・おむつ替えと委員会のモニター視聴が可能な赤ちゃんルームの活用	-	市会事務局	-
2	51	議会におけるハラスメント対策研修の実施	ハラスメント防止等に関する研修教材について、議員向けに情報発信を行う市会掲示板において、全議員が自由に閲覧可能な環境を維持し、議会におけるハラスメント防止等についての認識を深める。	-	市会事務局	-
2	52			-	選挙管理委員会事務局	-
2	53	学校での学びを地域・社会の課題解決につなげ、子どもの社会参画の力や政治的教養をはぐくむ教育の推進	小中高等学校において、地域・NPO等との連携の下、本市が独自に作成した「政治的教養を育む教育学習指導案集」を活用した実践的な授業、地域や社会での貢献活動やボランティア活動等を推進し、子どもたちの地方自治や政治、選挙に対する関心を高めるとともに、主体的な選択・判断力を高め、他者と協働して様々な課題を解決していく社会の形成者としての資質や能力の育成を図る。	-	教育委員会	学校指導課

施策の方針3 全ての人の人権尊重に基づく男女共同参画の視点の定着

新推進施策		事業名	事業概要	目標数値	所管局	担当課等
3	1	京都市男女共同参画市民会議の運営	市民会議委員に啓発講座を受講いただき、啓発誌にコラムを掲載する。	年1回の開催	文化市民局	共生社会推進室
3	2	女性に対する暴力をなくす運動	◆「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間（11月12日～25日）において、市民しんぶんや市役所、区役所・支所におけるパネル展示等を通じた広報啓発活動を実施する。 ◆期間中、京都府や児童虐待の部署との連携により啓発を行う。 ◆ウィングス京都のパープルリボン月間においてパネル展示等を実施する。	実施期間内に実施	文化市民局	共生社会推進室
3	3	交際相手等からの暴力に関する若年層への啓発の推進	◆「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間（11月12日～25日）を中心に、若年層を対象としたパネル展示や啓発冊子の配布を行う。 ◆平成28年度に制作した、中学生及び高校生等を対象としたDVDの使用を働きかけ、若年層におけるデートDVの啓発を実施する。 ◆中学校や高校に専門講師を派遣し、生徒や教師に対してデートDV予防講座を実施する。	-	文化市民局	共生社会推進室
3	4	男女共同参画センター「情報提供事業」	啓発誌「男女共同参画通信」等の作成・配布を行うほか、ウィングス京都のホームページやメールマガジン等において男女共同参画に関する様々な情報を提供する。 図書情報室における男女共同参画に関する資料の収集・提供を行うとともに、市図書館との連携・協働により、各図書館において、図書情報室の専門性をいかした男女共同参画に関する企画展を実施する。	企画展：4回/年	文化市民局	共生社会推進室
3	5	人権総合情報誌「きょう☆COLOR」の発行	市民・企業という枠を超え、一人一人が共に社会に生きる構成員として人権について考えてもらうことを目的として、人権総合情報誌「きょう☆COLOR」を年2回発行する。 ※なお、きょう☆COLORに掲載する内容については、京都市人権文化推進計画の人権に関わる各重要課題の中から毎年テーマを選んで掲載するため、令和8年度推進計画の期間中に必ずしもこのテーマの内容を掲載するものではない。	-	文化市民局	共生社会推進室
3	6	① 男女共同参画意識の醸成に向けた啓発 男女がともに理解し、尊重し合うことのできる環境を整備することを目的として、男女共同参画に関する正しい理解と行動を促進するための広報・啓発を行います。	男女共同参画に関する学習活動支援のための講師派遣 ◆テーマ ○男女共同参画とは ○DVを知る・考える ○ハラスメントを考える ○働くあなたのワークライフバランス ○防災と男女共同参画 ○LGBTってなに？	40回/年 定期開催4回含む	文化市民局	共生社会推進室
3	7	「ウェルビーイング」の「見える化」のための広報啓発	「ウェルビーイング」の推進や働き方改革、女性活躍の取組を実践する人や企業を発掘し、各種媒体やポータルサイトを活用し、取組等の「見える化」を行うことで波及・浸透を図る。	年3回	文化市民局	共生社会推進室
3	8	「ウェルビーイング」の実践促進	女性活躍や男性の家事・育児参画を促進するための講座やセミナー等を実施し、「ウェルビーイング」の実践促進を図る。	年1回	文化市民局	共生社会推進室
3	9	男女共同参画センター「学習・研修事業」	男女共同参画に関する基礎的な内容を学ぶ講座や、共同参画の視点を持った生涯学習に関する講座、大学・企業等との連携講座を実施する。	-	文化市民局	共生社会推進室
3	10	企業向け人権啓発講座の開催	人権尊重を基盤とする企業活動及び企業内における人権尊重の気風を醸成を促し、人権文化の息づくまちづくりにつなげるため、経営者層、総務・人事総務担当者、人権研修推進者等を対象とした企業向け人権啓発講座を開催する。 ※なお、企業向け人権啓発講座については、京都市人権文化推進計画の人権に関わる各重要課題の中から毎年テーマを選んで実施するため、令和8年度推進計画の期間中に必ずしもこのテーマで実施するものではない。	-	文化市民局	共生社会推進室
3	11	京都市民法律相談	京都市民法律相談（夜間電話相談を含む）を消費生活総合センター及び区役所・支所で実施する。	法律相談実施回数 736回/年	文化市民局	消費生活総合センター
3	12	消費生活相談体制の充実・強化	情報通信技術の高度化や、社会経済情勢の変化による消費者の多様化・複雑化に伴う相談内容の多様化・複雑化に的確に対応できる仕組みを整備し、消費者被害の救済について積極的に対応するとともに、トラブルに遭った際にすぐ相談できるよう、消費生活総合センターの認知度の向上に取り組む。	-	文化市民局	消費生活総合センター
3	13	図書館サービスの提供	京都市文化市民局と連携し、各図書館で男女共同参画の更なる啓発を目的とした企画展示を実施する。	- - - 年4回	教育委員会 教育委員会 文化市民局	生涯学習部施設運営担当 各図書館 共生社会推進室

		新推進施策	事業名	事業概要	目標数値	所管局	担当課等
3	14	② 男女共同参画の実現を目指した市民活動への支援 市民活動に必要な情報提供、相互の幅広いネットワークづくりなど、活動する団体やグループ等への支援を行い、男女共同参画社会の実現に向けた市民活動の活性化を図ります。	「夏期女性講座」の開催	家庭・地域における男女平等教育・学習の推進に資する講座を社会教育団体と連携して開催する。(全4回のうち2回。)	年2回	文化市民局	共生社会推進室
3	15		男女共同参画市民会議の運営	市民会議委員に啓発講座を受講いただき、啓発誌にコラムを掲載する。	年1回	文化市民局	共生社会推進室
3	16		男女共同参画センター「交流促進事業」	多様な分野で活動している団体の発表の場を設け、活動の活性化を図るとともに、市民のエンパワーメントの機会として、セミナー、ワークショップ等を開催する。	-	文化市民局	共生社会推進室
3	17		男女共同参画センター「市民活動サポート事業」	男女共同参画社会の形成に資する市民団体等の活動をサポートする。	1～3団体	文化市民局	共生社会推進室
3	18		人権啓発活動補助金の交付	京都市内の市民団体やNPO法人等が自主的に実施する、人権問題に関する講演会やシンポジウムなどの啓発活動に対し、補助金を交付する。	-	文化市民局	共生社会推進室
3	19		人権啓発サポート制度	市民や企業が実施する人権に関する研修や啓発活動を、共生社会推進室が窓口となり、関係課との連携の下、研修等の相談、講師の派遣や紹介、ビデオ・DVDの貸出し、教材等の提供等により支援する。	-	文化市民局	共生社会推進室
3	20		「ウェルビーイング」の「見える化」のための広報啓発	「ウェルビーイング」の推進や働き方改革、女性活躍の取組を実践する人や企業を発掘し、各種媒体やポータルサイトを活用し、取組等の「見える化」を行うことで波及・浸透を図る。	年3回	文化市民局	共生社会推進室
3	21		未来にはばたく女性研究集会	地域活動を行う女性を対象に、男女共同参画社会の実現をはじめとする様々な社会的課題解決のため、幅広い視野と必要な知識等の習得を目指す研修事業を実施する。	毎年1回開催	教育委員会	生涯学習部 生涯学習推進担当
3	22		市民スクール21	概ね旧小学校区を一単位に、男女共同参画をはじめ、子育て、環境、教育、福祉など、地域固有の様々な課題解決に向けた自主的な学習・実践活動の企画・運営委託を実施する。	開設学級数 R7年度 58学級開設	教育委員会	生涯学習部 生涯学習推進担当
3	23		地域女性教育研修	地域で活躍する女性の育成を目指して研修事業を実施する。	毎年1講座、 100名参加を R7年度 1講座・84名参加	教育委員会	生涯学習部 生涯学習推進担当

		新推進施策	事業名	事業概要	目標数値	所管局	担当課等
3	24	<p>③ 京都市男女共同参画センター（ウィングス京都）の機能充実及び周辺施設等と連携した魅力ある公共空間・エリアづくり</p> <p>京都市男女共同参画センター（ウィングス京都）を中心として、多様化する男女に関わる諸課題を正しく把握し、早急な解決を図るため、大学・研究機関等と連携し、男女共同参画に関する調査や研究を行い、誰もが簡単に男女共同参画について正しく理解できるよう、様々な情報の収集・整理・提供を行うとともに、男女共同参画社会の実現に向けた施策の企画・実施・評価を展開します。</p> <p>また、男女共同参画センターとしての機能の充実に努めつつ、優れた立地環境も活かし、周辺施設等と連携した魅力ある公共空間・エリアづくりに取り組み、誰もが気軽に男女共同参画に関心を持ち、触れることのできる環境を整備します。</p>	男女共同参画センター「調査研究事業」	京都市の男女共同参画推進における課題を検討分析し、市民ニーズを把握することで、施策の検討等に京都市の特性を活かせるよう調査研究を行う。	-	文化市民局	共生社会推進室
3	25		女性の人権問題の研究	世界人権問題研究センターにおいて、女性の人権について、労働、教育、歴史、宗教、法律などの分野にわたり学際的な視点から共同研究を行い、あわせてアジアの女性の人権と開発についても、調査研究を行う。	研究会を6回程度開催	文化市民局	共生社会推進室
3	26		男女共同参画センター「情報提供事業」	啓発誌「男女共同参画通信」等の作成・配布を行うほか、ウィングス京都のホームページやメールマガジン等において男女共同参画に関する様々な情報を提供する。	男女共同参画通信：2回/年	文化市民局	共生社会推進室
3	27		男女共同参画センター「学習・研修事業」	男女共同参画に関する基礎的な内容を学ぶ講座や、共同参画の視点を持った生涯学習に関する講座、大学・企業等との連携講座を実施する。	-	文化市民局	共生社会推進室
3	28		男女共同参画に関する学習活動支援のための講師派遣	企業、市民団体、学校等が行う男女共同参画に関する学習会等へ（公財）京都市男女共同参画推進協会職員を講師として派遣し、男女共同参画に関する啓発を行う「みんなで考える男女共同参画講座」を実施する（男女共同参画センター内でも定期開催）。	40回/年 定期開催4回含む	文化市民局	共生社会推進室

		新推進施策	事業名	事業概要	目標数値	所管局	担当課等
3	29	<p>④ セクシュアル・ハラスメントをはじめとする各種ハラスメントの防止対策</p> <p>セクシュアル・ハラスメントに加え、妊娠・出産や育児に関連した職場等でのいやがらせ（マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメント）を含む各種ハラスメントについて、経営者等への働き掛けや周知啓発のための取組を行うことで防止対策を展開します。</p> <p>また、学校や地域など雇用以外の場でのハラスメントについても、未然防止のための取組を行います。</p>	男女共同参画に関する学習活動支援のための講師派遣	企業、市民団体、学校等が行う男女共同参画に関する学習会等へ（公財）京都市男女共同参画推進協会職員を講師として派遣し、男女共同参画に関する啓発を行う「みんなで考える男女共同参画講座」を実施する（男女共同参画センター内でも定期開催）。	40回/年 定期開催4回含む	文化市民局	共生社会推進室
3	30		勤労者教育事業の実施	常設の夜間学校（各種学校）である京都労働学校において、勤労者向け講座を実施する。（本市及び（公社）京都勤労者学園の共催）	-	文化市民局	共生社会推進室
3	31		市職員に対するハラスメント防止対策	ハラスメント防止に向け、研修等の啓発活動を行うとともに、相談窓口において相談を受け付け、相談者の意向を踏まえ、調査や助言等を行う。	-	行財政局	コンプライアンス推進室

施策の方針4 性に関する理解・尊重と、心と体の健康づくり

新推進施策		事業名	事業概要	目標数値	所管局	担当課等
4	1	男女共同参画センター「相談事業」	ウイングス京都において、男女の様々な悩みに関する相談を実施する。 （「一般相談（女性のための相談）」、「専門相談（女性への暴力相談、女性のための法律相談、男性のための相談、男性のための電話相談）」）	—	文化市民局	共生社会推進室
4	2	京都市男女共同参画苦情等処理制度の運用	京都市男女共同参画推進条例に基づく苦情・要望等処理制度により、性別による人権侵害と認められる行為や本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に関する苦情や要望について、適切な処理を実施する。	—	文化市民局	共生社会推進室
4	3	きょう ほとと あした ～くらしとこころの総合相談会～	様々な悩みを抱える市民に寄り添い、1つの会場でいずれかの相談員がお話を傾聴し、今後の暮らしやこころのあり方等を一緒に考える機会とする。 (1) 弁護士・司法書士によるくらしの相談 (2) 心理士によるこころの相談 (3) 僧侶によるいのちの相談 (4) 職場のメンタルヘルス相談（京都産業保健総合支援センター産業カウンセラー） (5) 保健師によるからだとこころの健康相談 (6) 自死遺族、遺族相談（自死遺族サポートチーム） ※ 一人につき概ね40分程度 ※ 相談無料	—	保健福祉局	こころの健康増進センター
4	4	① 性に関する情報提供と多様な悩みを解決するための相談 多様な性の在り方を含め、誰もが互いの身体的な特徴や性についての理解を深め、理解し合い、尊重し合うための土壌づくりを行います。 また、性に関する多様な悩みに対して適切な助言等を行い、解決に向けた相談体制の推進を図ると同時に、男女共同参画に係る苦情処理制度の周知と効果的な活用を推進します。	地域社会全体で取り組む自殺総合対策の推進	自殺死亡率 13.0以下 (令和9年)	保健福祉局	障害保健福祉推進室
4	5	親と子のこころのほっとライン	子育てや親子の関係、友人関係、学校のこと等、様々な悩み直面しながら、身近に相談できる相手がなく、一人で悩んでいる「親」と「子」を対象に、研修を受けたボランティアが電話相談に当たり、子育て支援並びに子ども達の健全育成を図るとともに相談員の生涯学習に寄与する。（「親と子のこころの電話」と「子育てほっとダイヤル（こどもみらい館）」を統合し、令和2年4月1日から実施）	—	子ども若者はぐくみ局	育成推進課
4	6	温もりのある地域づくり推進事業	親身に話を聞いてもらえる、身近な「となりのおばちゃん」のような、温もりのある地域づくりを担う人材を育成し、電話相談事業を運営する。 (相談：生活の知恵、人間関係、子育てなど)	温もりの電話 開設日数 毎週 月・火・木・金 (祝日、8月中旬、年末年始は除く)	教育委員会	生涯学習部 生涯学習推進担当
4	7	性に関する指導の推進	児童生徒に対して、その発達段階に応じて、人間の性に関する事柄、性行動に伴うリスクを正しく理解させるとともに、その基礎となる自尊感情や人間関係を築く資質や能力、生命を尊重する態度等を育成し、人間としての生き方、家庭や社会の一員としてのあり方などについて十分に学ばせ、自他の生命や人格を尊重する態度を養うための性に関する指導を推進する。	—	教育委員会	体育健康教育部
新推進施策		事業名	事業概要	目標数値	所管局	担当課等
4	8	性に関する指導の推進	児童生徒に対して、その発達段階に応じて、人間の性に関する事柄、性行動に伴うリスクを正しく理解させるとともに、その基礎となる自尊感情や人間関係を築く資質や能力、生命を尊重する態度等を育成し、人間としての生き方、家庭や社会の一員としてのあり方などについて十分に学ばせ、自他の生命や人格を尊重する態度を養うための性に関する指導を推進する。	—	教育委員会	体育健康教育部
4	9	LGBT等の性的少数者に係る人権尊重施策の推進	LGBT等の性的少数者の方が安心して、生き生きと暮らせるように、引き続き、市民や企業等に対する意識啓発に取り組みとともに、国や他都市の取組状況も調査、研究しながら、課題の解決に向け、パートナーシップ宣誓制度の更なる活用などについて検討を行う。 また、「誰ひとり取り残さない」共生社会の実現を目指して、性の多様性の理解と性的少数者の社会参加の促進に資する取組として、啓発事業、性的少数者の意見交換等の交流の「場」としてのコミュニティースペースの実施等を行う。	パートナーシップ宣誓制度の宣誓組数の更なる増加	文化市民局	共生社会推進室

		新推進施策	事業名	事業概要	目標数値	所管局	担当課等
4	10	③ ライフステージに応じた心身の健康の保持・増進 乳幼児期から、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など 様々なライフステージに応じた心身の健康づくりのため、 様々な不安やストレスを解消するための相談を行うほか、 健康の保持・増進に資する取組を推進します。 企業に向けては、従業員等へのヘルスケアの配慮や健康課題 への理解・支援を促進するため、実践例の紹介など、わかり やすく効果的な周知・啓発を行います。	企業向け人権啓発講座	人権尊重を基盤とする企業活動及び企業内における人権尊重の気風の醸成を促し、人権文化の息づくまちづくりにつなげるため、経営者層、総務・人事総務担当者、人権研修推進者等を対象とした企業向け人権啓発講座を開催する。 ※なお、企業向け人権啓発講座については、京都市人権文化推進計画の人権に関わる各重要課題の中から毎年テーマを選んで実施するため、令和8年度推進計画の期間中に必ずしもこのテーマで実施するものではない。	-	文化市民局	共生社会推進室
4	11		健康長寿のまち・京都推進プロジェクト	笑顔でいきいきと健やかな「健康長寿のまち・京都」の実現に向けて、幅広い市民団体や企業等が参加する「健康長寿のまち・京都市民会議」を中心に市民ぐるみでの健康づくりを推進する。	-	保健福祉局	健康長寿企画課
4	12		こころの健康増進センターでの相談事業	医師、心理士、精神保健福祉士、精神保健福祉相談員等によるこころの健康に関する相談を実施する。（電話又は来所）	-	保健福祉局	こころの健康増進センター
4	13		精神保健福祉相談	区役所・支所保健福祉センター障害保健福祉課において、精神科嘱託医、精神保健福祉相談員等によるこころの相談を実施する。	-	保健福祉局	こころの健康増進センター
4	14		青年期健康診査	18歳から39歳までの市民で、会社等で健康診査を受ける機会のない方を対象に健康診査を実施する。	-	保健福祉局	健康長寿企画課
4	15		各歯科健診・相談（妊婦・パートナー歯科健診、乳幼児歯科相談等）	指定の歯科医療機関にて、妊婦やそのパートナー、20歳から70歳までの節目年齢の方に対する歯科健診を実施する。また各区役所・支所にて、乳幼児又は18歳以上の方に対する歯科相談を実施する。	20歳以上で過去1年間に歯科健診を受けている市民の割合 65%（令和15年度）	保健福祉局	健康長寿企画課
4	16		スクールカウンセラーの全市立学校園等への配置	全市立学校園等にスクールカウンセラーを配置し、教育相談体制の充実を図る。	-	教育委員会	生徒指導課
4	17		心の健康に関する学校教育の取組	各学校において、体育科・保健体育科の授業の中で、心と体の関わりについて理解を深め、不安や悩み、ストレスに対処できる力を育む指導を学習指導要領に基づき実施する。	-	教育委員会	体育健康教育室
4	18		ふれあいファミリー食セミナー（プレママ・パパコース）	出産を控えた夫婦を対象に、妊娠期に必要な栄養の知識とそれらを日常の食生活で摂取する方法について、旬の食材や身近な食材を用い、調理実習を通じて学習する。	-	保健福祉局	健康長寿企画課
4	19		風しん抗体検査	妊娠を希望する女性等を対象に、風しん予防対策の一環として協力医療機関において無料で抗体検査を実施する。	-	保健福祉局	医療衛生企画課
4	20		風しん予防接種の一部公費負担の実施	風しん抗体検査の結果、抗体が十分でないと判定された、妊娠を希望する女性等を対象に、風しん予防接種の一部公費負担を実施する。（使用ワクチンはMR（麻しん風しん混合ワクチン）及び風しん単独ワクチン）	-	保健福祉局	医療衛生企画課
4	21		母子健康手帳	各区役所・支所保健福祉センター等ではくみ室及び京北出張所で母子健康手帳、妊産婦健康診査受診券及び予防接種受診券を交付する。	-	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課
4	22		妊娠高血圧症候群等対策	母子健康手帳の「妊娠高血圧症候群（疑）連絡票」によって届け出た妊産婦に対し、子どもはぐくみ室及び京北出張所職員が訪問指導を実施する。	-	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課
4	23		妊産婦健康診査	母子健康手帳交付時に妊産婦健康診査受診券を併せて交付し、妊娠期間中1・4回分の妊婦健康診査（多胎妊娠の場合は追加交付）及び産後概ね1か月で行う産婦健康診査の受診について公費負担を行う。	-	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課
4	24		すくすく子育て情報発信事業	妊婦にやさしい環境づくりのシンボルマークである「マタニティ・マーク」を使用し、公共機関等において妊婦に対する社会的配慮についての普及啓発を行うほか、「マタニティ・マーク」を使用した「プレママバッジ」と妊娠中からの子育て情報をまとめた冊子「赤ちゃんといっしょ」を、母子健康手帳と併せて妊婦に交付する。	-	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課
4	25		親子の健康づくり講座（プレママ・パパ教室）	妊婦とその家族を対象として、先輩ママ・パパとの交流、育児・栄養・歯科保健等に関する講習等を実施する。	-	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課
4	26		ふれあいファミリー食セミナー（すくすくコース・わんぱくコース）	乳児の保護者を対象に、子どもの発達発育に合わせた離乳食の進め方等の講話、デモンストレーション、個別相談等を行う。 わんぱくコース 幼児及びその保護者を対象に食材学習及び調理実習を行う。	-	保健福祉局	健康長寿企画課
4	29		京都市急病診療所等の運営	休日等の初期救急医療に対応するため、急病診療所（小児科、内科、眼科、耳鼻咽喉科）（中京区）及び休日急病歯科中央診療所（中京区）を運営する。	-	保健福祉局	医療衛生企画課
4	30		親子の健康づくり講座（親子で楽しむ健康教室）	乳幼児とその保護者を対象として、乳幼児期からの生活習慣病対策、家族や地域ぐるみの健康づくり等を目的とした講座等を実施する。	-	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課
4	31		京（みやこ）あんしんこども館（子ども保健医療相談・事故防止センター）の運営	子どもの病気や発育といった育児における悩みや不安についての小児科医等による保健医療相談や、子どもの心肺蘇生講習会や自転車用ヘルメットとチャイルドシートの使用講習会の開催、家庭を再現したモデルルーム等を活用した子どもの事故防止の普及・啓発等を実施する。	-	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課

4	32	親子すこやか教室	乳幼児健康診査等から把握した、子どもの発達や子育てに不安や悩みを感じ、心理的負担の強い保護者とその子どもを対象としてグループワークや交流を行う。集団活動の場を通じた体験の場を提供しながら継続的な支援を行うことで、乳幼児の健全な発育・発達の促進を図る。	-	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課
4	33	乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査	生後4か月、8か月、1歳6か月、3歳の乳幼児を対象に、健康診査、保健指導を実施する。	受診率100%	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課
4	34	新生児等訪問指導事業（こんにちは赤ちゃん事業）	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を子どもはぐくみ室及び京北出張所職員が訪問し、育児に必要な保健指導を行う。	訪問実施率100%	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課
4	35	新生児聴覚検査費助成事業	先天性聴覚の早期発見・早期療育のため、新生児聴覚検査に係る費用の一部を助成する。	-	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課
4	36	1か月児健康診査費助成事業	赤ちゃんの発育・発達を把握し、先天性の病気等の有無の確認を行うため、医療機関で実施する1か月児健康診査に係る費用の一部を助成する。	-	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課
	37	次世代はぐくみプロジェクト	・市内の小中学校、中学校及び高等学校等と連携して、生徒一人ひとりが、将来希望するライフデザインを実現できるよう、妊娠・出産・子育てやそれに向けた健康管理、不妊・不育、避妊等に関する医学的、科学的に正しい知識について、教育を実施する。 ・学校保健、医療機関、地域保健等の関係機関によるネットワークを構築し、地域が一体となって効果的にプレコンセプションケアを推進するネットワークづくりに取り組む。	-	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課
4	38	乳幼児関係者に対する救命講習の実施	乳幼児が事故等により呼吸や心臓が止まった時、救急車が到着するまでの間に、そばに居合わせた人による応急手当が実施できるよう心肺蘇生法等の救命講習を実施する。	-	消防局	教育管理課

新推進施策		事業名	事業概要	目標数値	所管局	担当課等
4	39	乳がん検診 子宮頸がん検診	40歳以上の女性市民（ただし、子宮頸がん検診は20歳以上）を対象に検診を実施する。（受診間隔は2年に1回）	受診率60%	保健福祉局	健康長寿企画課
4	40	乳がん啓発活動の実施	専門医やNPO、企業、学生、行政等が連携して、乳がんの早期発見・早期治療を啓発する「ピンクリボン活動」に取り組んでおり、京都市もその活動に参画し、乳がん罹患に関するプレスト・アウェアネスの啓発や、乳がん検診の受診率の向上に努める。	受診率60%	保健福祉局	健康長寿企画課
4	41	前立腺がん検診	50歳以上の男性市民を対象に検診を実施する。（受診間隔は2年に1回）	受診率60%	保健福祉局	健康長寿企画課
4	42	がん検診推進事業	特定の対象年齢になる方（子宮頸がん：20歳・24歳・28歳、乳がん：40歳）に対して、受診のきっかけづくりとして、将来にわたり、定期的な受診につなげていくことを目的に、本市のがん検診を無料で受診できる「無料クーポン券」を配布する。 また、国民健康保険加入全世帯に対して、「がん検診ガイド」を送付し、子宮頸がん検診、乳がん検診をはじめとした、各種がん検診の受診率の向上に努める。	受診率60%	保健福祉局	健康長寿企画課
4	43	子宮頸がん予防接種	定期接種の対象となる小学6年生から高校1年生相当の女性に対して、予防接種法上の定期接種を実施する。	-	保健福祉局	医療衛生企画課
4	44	子宮頸がん予防啓発活動の実施	専門医や企業、行政等が連携し、子宮頸がんの早期発見・早期治療の普及啓発を行う「KYOTO Teal&White PROJECT」に取り組んでおり、京都市もその活動に参画し、子宮頸がん検診の受診率の向上に努める。	受診率60%	保健福祉局	健康長寿企画課
4	45	骨密度測定の実施	地域のイベント等に出向いて、骨密度測定を実施し、骨粗しょう症予防について普及・啓発を行う。	-	保健福祉局	健康長寿企画課
4	46	性感染症等の予防・相談	性感染症やHIV/エイズについての予防知識の普及啓発や相談を実施する。	-	保健福祉局	医療衛生企画課
4	47	性感染症・HIV（エイズ）の検査体制の充実	HIV/エイズや性感染症について不安のある方に対し、検査を実施する。 平日昼間検査（委託医療機関） 週1回（月曜日） 平日夜間検査（委託医療機関） 月2回（月曜日） 土日検査（委託医療機関） 土曜又は日曜のいずれか月4回	-	保健福祉局	医療衛生企画課
4	48	青少年活動センターにおける啓発、居場所の提供	南青少年活動センターにおいて、10代及び20代の若者を対象に性感染症予防やデートDVの予防のため啓発事業を行う。恋愛やセクシュアルヘルス課題について気軽に相談できる場所を提供する。	-	子ども若者はぐくみ局	育成推進課
4	49	SNS等を活用した相談支援	SNS等を活用し、妊娠・出産・子育て、不妊や不育、予期せぬ妊娠等に関する相談ができる。	-	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課

基本目標Ⅱ あらゆる暴力が根絶され、誰もが尊厳と誇りをもって生きられる 社会 の実現
 施策の方針1 DVをはじめとする様々な困難を抱える女性への支援等

新推進施策		事業名	事業概要	目標数値	所管局	担当課等
1	1	「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせた広報啓発	「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間（11月12日～25日）に合わせ11月をバーブルリボン月間として、市役所、区役所・支所におけるパネル掲示やニデック京都タワー等のバーブルライトアップ、ウイングス京都におけるバーブルリボン月間事業、SNSや各種広報媒体を活用した集中的な広報啓発活動を実施する。	-	文化市民局	共生社会推進室
1	2	ホームページを通じた情報発信	DVや様々な困難を抱える女性の支援に関する情報を京都市情報館やウイングス京都のホームページで効果的に発信する。	-	文化市民局	共生社会推進室
1	3	リーフレットの活用	DV被害者向けの啓発リーフレットやポスター、困難を抱える女性への支援に関する啓発カード等を行政窓口及び関係機関に配布し、相談窓口の周知を行う。	-	文化市民局	共生社会推進室
1	4	各種広報媒体を活用したターゲットに応じた広報啓発	高齢者、障害者、外国籍市民、子育て世帯、学生等、様々な属性の方向けの広報媒体等においてDVに関する啓発記事を掲載するなど、きめ細かい広報啓発を実施する。	5件	文化市民局	共生社会推進室
1	5	DV被害者支援シンポジウムの開催	DV被害者支援を行う関係機関等で組織する「配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都協議会」において、DVについてのシンポジウムを開催する。	年1回	文化市民局	共生社会推進室
1	6	① 支援を必要とする方や周囲にいる方への広報啓発 様々な困難を抱える女性が、自身が置かれた状況について相談や支援を求められることができるということを啓発するとともに、DVセンターや「みんと」をはじめ、ウイングス京都や区役所等の相談窓口の周知強化を図ります。 特に、DVについては、広く一般的な広報に加え、児童虐待対策と一体的な広報啓発を実施するなど、属性ごとの生活や状況に応じた効果的な手法を検討し、被害者自身がDVに気づき早期に相談できるようきめ細やかな情報提供を行います。	（公社）京都犯罪被害者支援センター内にワンストップ窓口として設置した「京都市犯罪被害者総合相談窓口」を中核として、京都府、京都府警察等の関係機関との連携により、住居の提供やこころのケアなど中長期に渡って途切れない支援を行い、犯罪被害者やその御家族・御遺族の視点に立った各種施策を推進する。また、犯罪被害者等が置かれた立場に関する理解を深めるため、関係機関等と連携しながら、広報・啓発事業を進めていく。さらに、府域における性被害者支援に特化した総合支援窓口である京都市暴力被害者ワンストップ相談支援センター（京都SARA）が市民に認知され、十分な機能を発揮できるよう、市民への周知・広報等に協力していく。	-	文化市民局	くらし安全推進課
1	7	児童虐待防止啓発事業	様々な媒体を利用した広報啓発活動を行うことにより、児童虐待及びその防止の重要性に対する市民の意識の向上を図り、子どもを守り育てる社会の形成に寄与する。	-	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課
1	8	若年層へのデートDV予防講座の実施	中学校や高校に専門講師を派遣し、生徒や教職員に対して、対等な人間関係や同意の概念、暴力の種類と影響、SOSの出し方、相談窓口など、デートDV予防講座を実施する。	5件	文化市民局	共生社会推進室
1	9	若年層向け啓発媒体の提供	中学生及び高校生等を対象とした啓発冊子やDVDを提供し、若年層向けの啓発を推進する。	-	文化市民局	共生社会推進室
1	10	青少年活動センターにおける啓発、居場所の提供	南青少年活動センターにおいて、10代及び20代の若者を対象に性感染症予防やデートDVの予防のため啓発事業を行う。恋愛やセクシュアルヘルズ課題について気軽に相談できる場所を提供する。	-	子ども若者はぐくみ局	育成推進課
1	11	性に関する指導の推進	児童生徒に対して、その発達段階に応じて、人間の性に関する事柄、性行動に伴うリスクを正しく理解させるとともに、その基礎となる自尊感情や人間関係を築く資質や能力、生命を尊重する態度等を育成し、人間としての生き方、家庭や社会の一員としてのあり方などについて十分に学ばせ、自他の生命や人格を尊重する態度を養うための性に関する指導を推進する。	-	教育委員会	体育健康教育室
新推進施策		事業名	事業概要	目標数値	所管局	担当課等
1	12	区役所・支所子どもはぐくみ室及び児童相談所職員向けの研修の実施	特に密な連携が求められる子ども関係部署の職員を対象に、DVセンター・みんと見学会及びDVや女性支援に係る研修を実施する。	年1回	文化市民局	共生社会推進室
1	13	児童虐待対策の機能強化事業	児童家庭相談システムの活用による適切な進捗管理及び迅速な情報連携を行うとともに、児童相談所及び区役所・支所子どもはぐくみ室の取組や強みを生かし、専門性の向上及び支援の充実を図る。	-	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課
1	14	② 関係機関等と連携した支援対象者を早期発見するための取組 支援対象者と最初に接する可能性の高い病院や学校、区役所・支所の保健福祉センター等の関係機関や地域の福祉団体等に対し、様々な女性支援情報を提供し、速やかにDVセンター等の専門機関につなぐ体制を整えるとともに、その過程で職員等の対応による二次被害が生じないよう取り組みます。	児童虐待の相談や通告に迅速に対応するため、警察からの通告に対する初期調査や、近隣住民等から寄せられる「いわゆる泣き声通告」等への対応を専任で行う会計年度任用職員（6名）を引き続き配置するなど、相談体制の強化に努める。	-	子ども若者はぐくみ局	児童福祉センター
1	15	関係機関や関係団体に向けた女性支援に係る情報発信	医療機関や学校、保健福祉センター、地域団体等の関係機関・関係団体に女性支援に係る市の取組や二次被害を生まない対応を周知することで、支援対象者を早期にDVセンターやみんとにつないでいただく体制を整える。	5件	文化市民局	共生社会推進室
1	16	また、アウトリーチ支援や居場所の提供等を行う民間団体との連携を強化し、支援対象者を早期に支援につなぐ体制を整えます。	市内で活動する民間支援団体との勉強会・交流会を実施し、顔の見える関係構築を通じ、支援の現場での連携強化を図る。	年1回	文化市民局	共生社会推進室
1	17	民間団体との協働による若年被害女性等支援事業	様々な困難を抱えた女性、特に若年女性について、問題が深刻化する前の早期発見から必要な支援につなぎ、自立して暮らすことができる社会を実現するため、民間の女性支援団体と連携し、①夜間の見回りによる相談支援を行うアウトリーチ支援、②一時的な居場所の提供による相談支援、③一定期間継続的な支援が必要な方への自立に向けた支援をセットで実施する。	-	文化市民局	共生社会推進室

		新推進施策	事業名	事業概要	目標数値	所管局	担当課等
1	18	③ 相談支援体制の充実 D Vセンター及び「みんと」に適切な人員体制を整備するとともに、女性相談支援員を中心に、庁内関係部署や関係機関、民間団体との緊密な連携を図り、支援対象者の相談に迅速かつ適切に対応するための体制を整えます。 特に、区役所・支所の「重層的支援体制」や児童虐待関係機関との連携、「配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都協議会」等の活用により、高齢者、障害者、外国籍、子どもがいる方（特定妊婦を含む）等、支援対象者が置かれた状況に応じ、きめ細やかな支援に取り組みます。 また、男性のD V被害者の相談体制の強化や、D V被害者支援の一環としての加害者更生に向けた取組の充実にも努めます。	京都市D V相談支援センターの運営	D V被害者への専門的かつ包括的な支援を行うため、京都市D V相談支援センターの運営を行う。	-	文化市民局	共生社会推進室
1	19		京都市女性のための相談支援センター「みんと」の運営	性被害や家庭問題、生活困窮等の様々な困難を抱える女性への包括的な支援を行うため、京都市女性のための相談支援センター「みんと」の運営を行う。	-	文化市民局	共生社会推進室
1	20		女性相談支援員の配置	女性支援事業全体の管理・コーディネート、相談や関連部署等との調整等を行うため、本庁に女性相談支援員を配置する。	2名	文化市民局	共生社会推進室
1	21		庁内連携会議の開催	京都市D V相談支援センター及びみんとと区役所各部署や児童相談所、その他関係部署等がスムーズに連携し支援を行えるよう、「困難な問題を抱える女性への支援に関する庁内会議」において情報共有、意見交換を行う。また、必要に応じ随時庁内各部署との個別協議を実施する。	年1回または個別の協議	文化市民局	共生社会推進室
1	22		警察や裁判所等との連携会議の開催	京都府警本部や各警察署、裁判所と定期的に連携会議を開催し、意見交換や保護命令に関する情報交換等を行い、職員の相談支援方向上、各機関との連携強化に努める。	警察 年1回 裁判所 2年に1回	文化市民局	共生社会推進室
1	23		府市合同による配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都協議会の開催	京都府をはじめ、関係機関や民間支援団体等との連携を図るため、府市合同の「配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都協議会」（代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の3段階で実施）を運営する。	適宜実施する	文化市民局	共生社会推進室
1	24		民間団体との勉強会・情報交換会の開催	市内で活動する民間支援団体との勉強会・交流会を実施し、顔の見える関係構築を通じ、支援の現場での連携強化を図る。	年1回	文化市民局	共生社会推進室
1	25		民間団体との協働による若年被害女性等支援事業	様々な困難を抱えた女性、特に若年女性について、問題が深刻化する前の早期発見から必要な支援につなぎ、自立して暮らすことができる社会を実現するため、民間の女性支援団体と連携し、①夜間の見回りによる相談支援を行うアウトリーチ支援、②一時的な居場所の提供による相談支援、③一定期間継続的な支援が必要な方への自立に向けた支援をセットで実施する。	-	文化市民局	共生社会推進室
1	26		重層的支援体制への参画	区役所・支所の「重層的支援体制」の一環として、必要に応じD Vセンターやみんととの職員が重層支援会議に出席するとともに、本庁所管課同士の協議を随時実施する。	-	文化市民局	共生社会推進室
1	27		女性支援法に基づく支援調整会議の設置・開催	困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関等が必要な情報交換や支援内容についての協議を行う支援調整会議を、京都府にも連携のし設置し、必要に応じて開催する。	-	文化市民局	共生社会推進室
1	28		男女共同参画センター「相談事業」	ウィングス京都において、男女の様々な悩みに関する相談を実施し、必要に応じて相談者をD Vセンターやみんと、その他適切な支援機関につなぐ。（女性のための相談（電話、面接）、暴力相談（面接）、法律相談（面接）、男性のための相談（電話、面接））	-	文化市民局	共生社会推進室
1	29		男性のための相談の充実	D V被害及び加害に関する相談をはじめ、家族、生き方等、近年需要が増加している男性相談に適切に対応するため、電話相談員の増員、面接相談の枠拡充、法律相談の新設等、ウィングス京都の男性相談の強化を図る。	-	文化市民局	共生社会推進室
1	30		京都府が実施する加害者更生プログラムとの連携	自分を变えたいという意思を有する加害者について、京都府の実施する加害者更生プログラムを積極的に紹介するなど、加害者へのアプローチを強化する。	-	文化市民局	共生社会推進室
1	31		児童虐待対策の機能強化事業	児童家庭相談システムの活用による適切な進捗管理及び迅速な情報連携を行うとともに、児童相談所及び区役所・支所子どもはぐくみ室の取組や強みを生かし、専門性の向上及び支援の充実を図る。	-	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課
1	32	警察からの通告への対応のための児童相談所の体制の強化	児童虐待の相談や通告に迅速に対応するため、警察からの通告に対する初期調査や、近隣住民等から寄せられる「いわゆる泣き声通告」等への対応を専任で行う会計年度任用職員（6名）を引き続き配置するなど、相談体制の強化に努める。	-	子ども若者はぐくみ局	児童福祉センター	

		新推進施策	事業名	事業概要	目標数値	所管局	担当課等
1	33	④ 被害者等の保護に関する取組 京都府が提供する公的シェルターや、本市が支援する民間シェルターとの連携による被害者の安全確保を実施します。また、民間シェルターを中心に、関係機関が連携して、切れ目のない一体的支援を行うインクルーシブ・ケアシステムを引き続き実施します。 被害者等が同伴する児童に対しては、可能な限り被害者等と一緒に避難できるよう努め、避難先において、乳幼児・学童保育や学習支援、心理的ケアを提供できる体制を整えます。また、庁内関係部署や関係機関との連携等において、個人情報保護を徹底し、被害者の安全確保を最優先に取り組みます。 あわせて、D V被害者の安全確保のため、必要に応じ、D V防止法に基づく保護命令制度について、情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を適切に行います。	公的シェルターや民間シェルターと連携した避難場所の確保	必要な際に被害者等が安全かつスムーズに避難できるよう、京都府家庭支援総合センターや民間シェルターとの連携体制を整える。	-	文化市民局	共生社会推進室
1	34		民間シェルターへの補助	被害者等の安全確保体制を整えるため、D Vをはじめとする困難を抱える女性を保護するための民間シェルターを運営する事業者に対し、家賃や受入費、支援に要する費用等を助成する。	-	文化市民局	共生社会推進室
1	35		各福祉施策等で実施する保護等との連携	高齢者、障害者、児童、生活困窮者等、各福祉施策で実施する一時避難や保護と適切な連携を行う。	-	文化市民局	共生社会推進室
1	36		インクルーシブ・ケアシステムによる被害者支援	京都市D V相談支援センター、みんと、児童相談所、保健福祉センター、母子生活支援施設、民間シェルター等の連携により、初期の相談から地域での自立生活に渡り、切れ目のない一体的な被害者支援を実施する。	-	文化市民局	共生社会推進室
1	37		民間シェルター等と連携した被害者及び同伴児への支援の提供	民間シェルター等との密な連携により、同伴児について、母子を分離することなく可能な限り一緒に避難できるように配慮し、避難先において、乳幼児・学童保育や学習支援、心理的ケアを提供できる体制を整える。	-	文化市民局	共生社会推進室
1	38		被害者の情報管理の徹底	D Vセンターやみんとにおける相談記録等の個人情報の管理はもとより、被害者支援に係る関係機関との連携において、個人情報の保護を徹底する。また、住民基本台帳の閲覧制限など各種制度について、関係部署と適切に連携しながら支援を行う。	-	文化市民局	共生社会推進室
1	39		庁内向けD V等対応マニュアルの作成	D V等対応マニュアルの更新・周知により、被害者支援に携わる職員のD Vや女性支援に関する理解を高めることで、情報管理の徹底を図る。	年1回	文化市民局	共生社会推進室
1	40		母子生活支援施設緊急一時保護事業	夫による遺棄等により基本的な生活条件を失った母子世帯等を緊急的に保護する。	-	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課

		新推進施策	事業名	事業概要	目標数値	所管局	担当課等
1	41	⑤ 自立に向けた支援の充実 支援対象者が自立した生活を送れるよう、関係機関や民間団体との連携により、必要な福祉施策へのつなぎや住宅の確保、就労に向けた支援を行います。 また、トラウマを抱える相談者に対して、カウンセリングや居場所の提供等のアフターケアを長期的に行うことにより自立生活を支援します。 特に、様々な困難を抱える若年女性については、意思決定や意思表明の段階から寄り添い、支援を実施する民間団体と継続的に連携しながら、本人の意向を踏まえた支援を実施します。	京都市DV相談支援センターの運営	DV被害者の自立、生活再建に向け、各種施策の情報提供をはじめ精神科医との相談やカウンセリングの提供、同行支援など、一人一人に必要な支援を継続的に実施する。	-	文化市民局	共生社会推進室
1	42		京都市女性のための相談支援センター「みんと」の運営	困難な問題を抱える女性の自立、生活再建に向け、各種施策の情報提供をはじめ精神科医との相談やカウンセリングの提供、同行支援など、一人一人に必要な支援を継続的に実施する。	-	文化市民局	共生社会推進室
1	43		犯罪被害者等生活資金の給付	犯罪被害（犯罪行為による死又は傷害）を原因として生活に困難となった方に一律30万円を給付する（DV防止法第1条第2項の規定に該当する被害者で、加害者に対し同法第10条の規定による命令が発せられている場合を含む）。また、犯罪被害（犯罪行為による死又は傷害）を原因として日常生活（家事・介護・保育）の支援を必要とする犯罪被害者等に対して、家事・介護ヘルパーや一時保育などにかかった費用の一部を助成（1時間当たり3,000円上限等）する。併せて、（公社）京都犯罪被害者支援センター内にワンストップ窓口として設置した「京都市犯罪被害者総合相談窓口」では、精神医療費の助成事業を実施する。	-	文化市民局	くらし安全推進課
1	44		児童虐待防止啓発事業	様々な媒体を利用した広報啓発活動を行うことにより、児童虐待及びその防止の重要性に対する市民の意識の向上を図り、子どもを守り育てる社会の形成に寄与する。	-	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課
1	45		児童虐待対策の機能強化事業	児童家庭相談システムの活用による適切な選別管理及び迅速な情報連携を行うとともに、児童相談所及び区役所・支所子どもはぐくみ室の取組や強みを生かし、専門性の向上及び支援の充実を図る。	-	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課
1	46		ステップハウスへの補助による自立支援	スタッフの見守りのある環境で一定期間暮らしながら自立に向けた準備を行うステップハウスの運営費を補助することで、DV被害者や様々な困難を抱えた女性の自立を支援する。	-	文化市民局	共生社会推進室
1	47		市営住宅特定目的優先入居（DV被害者）の実施	自立に向けた住宅確保を支援するため、DV被害者への市営住宅優先入居を実施する。	-	文化市民局 都市計画局	共生社会推進室 住宅管理課
1	48		市営住宅特定目的優先入居（犯罪被害者等）の実施	犯罪被害者等を対象とした市営住宅特定目的優先入居者の募集を年4回実施する。	引き続き、市営住宅の優先入居を実施している	文化市民局 都市計画局	くらし安全推進課 住宅管理課
1	49		京安心すまいセンターと連携した住宅確保支援	自立に向けた住宅確保を支援するため、居住支援法人との連携による住宅探しを行うとともに、京安心すまいセンター職員や居住支援法人向けに、女性支援に係る研修や意見交換を行うこと	-	文化市民局	共生社会推進室
1	50		就労支援講座の開催	様々な困難を抱えた女性が経済的に自立するための支援講座を、ハローワークやマザーズジョブカフェなど関係機関と連携し実施	-	文化市民局	共生社会推進室
1	51		民間団体との協働による若年被害女性支援事業	様々な困難を抱えた女性、特に若年女性について、問題が深刻化する前の早期発見から必要な支援につなぎ、自立して暮らすことができる社会を実現するため、民間の女性支援団体と連携し、①夜間の見回りによる相談支援を行うアウトリーチ支援、②一時的な居場所の提供による相談支援、③一定期間継続的な支援が必要な方への自立に向けた支援をセットで、3年間のモデル事業として実施する。	-	文化市民局	共生社会推進室
1	52		京都市女性のための相談支援センター「みんと」と民間団体との連携強化	みんとと職員の民間支援団体見学や連携会議の開催など、様々な民間団体と顔の見える連携体制を構築することで、一人一人に寄り添った自立支援を実施する。	-	文化市民局	共生社会推進室
1	53		ウィングス京都における自立支援講座の実施	DV被害者のための「DV被害者自立支援講座」やDVや性被害によるトラウマを抱える女性のための「トラウマ・ケアの読書会」を通じ居場所を提供するとともに、被害者の心理的な回復を	計13回程度	文化市民局	共生社会推進室

		新推進施策	事業名	事業概要	目標数値	所管局	担当課等
1	54	⑥ 暴力の未然防止及び抑止に向けた研修・啓発 誰もが被害者にも加害者にもならないよう、学校において児童生徒に対し、発達の段階を踏まえながら、人権尊重、男女平等についての教育を実施します。 また、中高生や大学生などを対象とした「デートDV」予防啓発を通じ、若年層から対等な関係性の重要性について理解を深め、将来のDVその他あらゆる暴力の防止を図ります。	若年層へのデートDV予防講座の実施	中学校や高校に専門講師を派遣し、生徒や教職員に対して、対等な人間関係や同意の概念、暴力の種類と影響、SOSの出し方、相談窓口など、デートDV予防講座を実施する。	5件	文化市民局	共生社会推進室
1	55		若年層向け啓発媒体の提供	中学生及び高校生等を対象とした啓発冊子やDVDを提供し、若年層向けの啓発を推進する。	-	文化市民局	共生社会推進室
1	56		性に関する指導の推進	児童生徒に対して、その発達段階に応じて、人間の性に関する事柄、性行動に伴うリスクを正しく理解させるとともに、その基礎となる自尊感情や人間関係を築く資質や能力、生命を尊重する態度等を育成し、人間としての生き方、家庭や社会の一員としてのあり方などについて十分に学ばせ、自他の生命や人格を尊重する態度を養うための性に関する指導を推進する。	-	教育委員会	体育健康教育室
1	57		加害者が相談できる相談窓口の運営	ウィングス京都における男女の様々な悩みに関する相談の中で、加害者自身が自らの暴力性を自覚し、改善を望む際の相談に対応するとともに、必要に応じ京都府の加害者プログラムにつなぐ。	-	文化市民局	共生社会推進室